

令和4年9月定例会

- 1 期 日 令和4年9月28日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 第4委員会室（本庁舎6階）
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長
住石 英治 教育長職務代理者
石川 宏貴 委員
久野 義春 委員
根本 恵美子 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
市村 昌子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
飯塚 博文 生涯学習部副参事
柳 昌孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
岩松 昌弘 生涯学習推進課長
関 正人 教育総務課長

5 報告事項

報告第1号 鎌ケ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について

報告第2号 鎌ケ谷市きらりホール及び鎌ケ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会の結果について

報告第3号 令和4年10月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

6 傍聴者

なし

教 育 長	ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。 本日の出席者は 5 名であります。 定足数に達しておりますので、9 月定例会を開会いたします。 本日の定例会の会議録署名委員については、石川委員を指名します。
教 育 長	よろしく申し上げます。 本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	本日の審議案件はございません。「報告事項 5 件」であります。 よろしくお願ひいたします。
教 育 長	報告事項に入ります前に、報告第 4 号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第 5 号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。 よって、これらの案件につきましては、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 13 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。 報告第 4 号及び報告第 5 号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	ご異議がございませんので、報告第 4 号及び報告第 5 号を「非公開」といたします。

報告第 1 号「鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について」

文化・スポーツ課長	令和 3 年度スポーツ施設の指定管理業務について、令和 4 年 8 月 16 日の業務評価委員会において審議した結果について報告いたします。 鎌ヶ谷市スポーツ施設の管理運営につきましては、平成 18 年から指定管理者制度を導入し、平成 28 年 4 月から、3 期目の指定管理者がスポーツ施設 10 施設の管理運営を行っています。指定管理が行うスポーツ施設の管理運営等に関する業務について、事業報告に基づき業務内容を審査するため、学識経験者、スポーツ施設を利用している市民の代表
-----------	--

者などを委員とする「業務評価委員会」を設置し、評価を行っております。

業務評価についてご報告いたします。評価対象施設は、市スポーツ施設、福太郎アリーナをはじめとする10施設です。

指定管理者は、株式会社協栄、評価対象期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日です。

業務評価は、五つの評価項目について、4段階の評価基準で評価しました。評価結果を以下に述べます。

「評価項目1：基本事項に関する項目」につきましては、年次報告書、計画書の提出、各種管理記録簿等の整備・保管、緊急時の対応について適切であったと認められました。

「評価項目2：サービス提供の項目」につきましては、使用許可、利用料徴収、広報活動、受付対応業務、公平性、利用者意見の反映、自主事業などの運営業務について適正と認められました。新型コロナウイルス感染症の影響により、利用時間帯の変更があった際も、随時ミーティングを行い、受付対応業務を円滑に進められるようつとめています。利用促進の点においては、「ストレッチ教室の方式変更」などを行い、利用人数の増加促進につとめています。

「評価項目3：季節の維持管理に関する項目」につきましては、体育館廊下剥離清掃、体育館外壁清掃やキャンプ場のファイヤー場の整備、事故防止のため、体育館の駐車場のラインの引き直しなど、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な維持管理を行っております。

また、感染への対策として、人数制限、換気対策、利用者の健康チェックを継続して行うとともに1月からのまん延防止等重点措置時には、営業終了後に更衣室の消毒を行うなど、感染対策の強化を行い、適正な施設の維持管理につとめています。

「評価項目4：個人情報保護に関する項目」ですが、個人情報の管理については、従業員に対する研修体制も確立しており、適正に取扱いができるよう、終始徹底しております。

「鎌ヶ谷市個人情報保護条例同規則関連法令」を遵守し、指定管理者が認証取得している「JISQ15001プライバシーマークのコンプライアンスプログラム」に沿って個人情報の取扱いを行うとともに、「ISO27001 情報セキュリティ」を取得し、顧客情報、契約情

報など、より広範囲にわたる各情報を適切に取り扱っております。

「評価項目5：経営状況に関する項目」については、令和3年3月期は、コロナの影響により売上げ、利益が共に落ちましたが、令和4年3月期は、戻ってきております。税理士からは、「経営的には好調と言える状況である」との評価をいただいております。

以上のことから、総合評価として、施設の管理運営にあたっては適正と認められる評価となりました。

教 育 長 報告第1号について、ご意見ご質問はございますでしょうか。

石 川 委 員 「評価項目5：経営状況に関する項目」について、「経営的には好調」という記載があり、さらに「令和4年3月期には経営状況が戻ってきている」とありますが、戻ってきているというのは、つまり「コロナ以前の状況に戻った」ということであれば、現状維持的なニュアンスで考えられるけれども、「好調」というのは業績が上がってきている状況を言うのか、それとも、以前の令和3年3月期がかなり好調で、そこと同じ水準になったのか、詳細が不明なので教えていただきたいです。

文化・スポーツ課長 そちらにつきましては、税理士に関係資料を見ていただき、ご判断をいただいております。コロナ禍が起こる前のような集客は認められませんが、悪化しているわけでもなく現状維持の状況でございます。

石 川 委 員 と言うと、経営的に「好調」というのが、他の評価基準にあてはまらないのではないのでしょうか。

経営的に「業績を回復しつつある」など、そのような実際の成果にふさわしい表現の方法があると思います。「好調です」と言うのは、業績がどんどん上がっているような印象を受けます。いかがでしょうか。

文化・スポーツ課長 実際に、株式会社協栄は、こちら以外の業務も手掛けていらっしゃいますので、「会社としての業績は安定している」と判断していると思われま

久 野 委 員 それが、今の言葉をそのまま使用して、「経営的には安定している」と

表現するのは良いと考えます。しかし、「好調」というのは、経営的に伸びていないと「好調」とは言えないのではないのでしょうか。

文化・スポーツ課長

私の説明が言葉足らずで申し訳ございません。

評価につきましては、鎌ヶ谷市のスポーツ施設を指定管理している株式会社協栄自体の経営状況の評価ということになっております。先ほどは、「コロナ前ほどでは」と申しましたが、あくまでも「鎌ヶ谷市のスポーツ施設の状況」になりますので、株式会社協栄としての経営状況については問題ないと考えます。

住 石 委 員

株式会社協栄が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業績は落ちていたが、最近になって上がってきているということであれば、「株式会社協栄本来の経営状態の評価」と言ったほうがよいのではないのでしょうか。

「新型コロナウイルス感染症によって施設の利用状況は落ちたけど、現在は回復しつつある」と受けられますが、今の説明だと、鎌ヶ谷だけでなく「株式会社協栄全体の経営としては好調」と言うのであれば、新型コロナウイルス感染症に関係なく、「株式会社協栄自体の経営は好調」ということになるのでしょうか。

文化・スポーツ課長

株式会社協栄そのものの経営状況の評価する必要があるのかということです。ここで評価しているのは、株式会社協栄にスポーツ施設の指定管理を依頼しているわけですから、その範囲内での評価で良いのではないのでしょうか。

この後、報告する別件の指定管理の評価報告については企業としての評価をさせていただいております。

久 野 委 員

企業として評価するのは良いですが、企業のあらゆるすべての評価ではなく、関係範囲内での評価ということでしょうか。鎌ヶ谷市の指定管理をしている企業としての業績ということでしょうか。

文化・スポーツ課長

今回で言えば、株式会社協栄の経営状態ということです。

久 野 委 員

要するに、傾いている企業には指定管理を依頼することはできないた

め、経営状態を評価したということでしょうか。

文化・スポーツ課長 久野委員のおっしゃったとおりです。

久野委員 分かりました。安心して委託できる状況になってほしいです。

教 育 長 ほかに質問はございますでしょうか。

各 委 員 質問なし

報告第2号「鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会の結果について」

文化・スポーツ課長 指定管理者の行った令和3年度鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館の業務評価については、令和4年8月4日の「業務評価委員会」で審議されましたので、結果について報告します。

きらりホール及び中央公民館は、指定管理者制度の導入により令和2年度から管理・運営については、株式会社セイウンに委託しています。指定管理者が適切に管理・運営を行っているかどうか、また、安全な会社であるかを審議するため、文化施設協会のアドバイザーや税理士を委員とする「業務評価委員会」を設置し、業務評価を行っております。

評価対象施設は、きらり鎌ヶ谷市民会館内にある「きらりホール」と「中央公民館」の2施設になります。指定管理者は、株式会社セイウンで、評価対象期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日です。

きらりホールの業務評価は、4段階の評価基準により評価いたしました。指定管理者業務評価表では、まず、「きらりホール」分の評価について報告いたします。

評価項目の「実施体制」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止によって、一部実施できない講習があったものの、概して仕様書・計画書のとおり実施されております。

評価項目二つ目の「施設・設備及び備品の維持管理状況」につきましては、適正に施設及び設備の保守管理業務を実施し、施設の安全と衛生を確保し、良好な環境維持につとめました。

評価項目三つ目の「きらりホールのサービス向上への取組状況」につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策の制限がある中、工夫をし、市民満足度の高いイベントを提供することができたと評価しております。

評価項目五つ目の「経理の執行状況」につきましては、「株式会社セイウンの経理の執行状況は好調な運営を行っており、倒産しにくい会社である」との評価を税理士よりいただいております。

以上のことから、総合評価として施設の管理運営は、おおむね適正に運営されているとの評価になりました。

次に、中央公民館分の評価に移ります。

指定管理者業務評価表の一つ目の実施体制につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による市の実施体制に迅速に対応し、利用者の安全確保につとめました。

新型コロナウイルス感染症対応による予約取消及び施設の利用時間短縮に伴う利用料の還付が多数発生したものの、すべて適切に処理されています。

評価項目二つ目、「施設・設備及び備品の維持管理状況」につきましては、適正に施設及び設備の保守管理業務を実施し、良好な学習環境を確保しました。また、利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」を作成し、緊急時の対応についても明記したところであります。

評価項目四つ目、「中央公民館のサービス向上への取組」につきましても、きらりホールと同じく新型コロナウイルス感染症対策に伴う制限があることから、市民へ向けての情報発信を強化し、学習活動への参加を促すことに力を入れたとして評価をしております。

評価項目五つ目につきましては、きらりホールと同じ評価でございます。

以上のことから総合評価として、施設の管理運営は、おおむね「適正に運営されている」との評価となりました。

教 育 長 報告第2号について、質問はございますでしょうか。

石 川 委 員 この指定管理者の業務評価について、「評価基準」というのは指定管理者に委ねるものなのですか。

文化・スポーツ課長 こちらの評価項目及び評価基準につきましては、それぞれの「指定管理者業務評価委員会」のなかで決定されております。

石川委員 ということは、きらりホールなどの「おおむね適切に運営されている」と「評価基準A、適正であると認められる」というのは同じということでしょうか。これは、そちらの管理会社に任されているということでしょうか。

文化・スポーツ課長 管理会社ではなく、管理会社から提出された書類をもとに評価を行い、「業務評価委員会」の中で決定されております。

石川委員 どちらも鎌ヶ谷市の施設ですよ。ということは、鎌ヶ谷市の施設は同じ評価基準で評価された方が分かりやすいのではないのでしょうか。

文化・スポーツ課長 それぞれの業者は別々に審議をしておりますので、すり合わせをするということはしていませんが、いったん持ち帰らせていただき、「審議会で、このような意見があった」ということで、お話をさせていただきたいと思います。

久野委員 ということは、このような要望を指定管理者として委託する際には、基準というものがあるのでしょうか。スポーツ施設も文化施設も、指定管理者として委託するかしないかの基準は同じですよ。安い価格で委託できるからという理由ではなく、「こちらの要望を応えてくれるかどうか」といった基準があるのが本来あるべき姿なのではないのでしょうか。

文化・スポーツ課長 評価項目についてですが、表現の違いはありますが、内容としては同じような評価項目になっております。そういった意味では整理ができるかもしれません。この件については、また審議会へ伝えたいと思います。

久野委員 審議会には、それぞれ基準はあるのでしょうか。

文化・スポーツ課長 審議会で決めていただいているものです。

久野委員 審議会では、基準はあるのでしょうか。

文化・スポーツ課長 はい。

久野委員 審議会は、委託企業から結果として年間の報告書を受けて、内容に納得して評価しているのか、基準に項目ごとに照らし合わせて評価しているのか、その違いを知りたいのですが。

文化・スポーツ課長 今回、評価した評価結果の前に、かなり細かな内容でチェックをさせていただいております。これを一つひとつ確認した上で、今回の報告した業務評価表にまとめております。

久野委員 では、委託している施設も運営内容も違うので、評価基準は別々になって設定されているということでしょうか。それとも、市として評価委員会に関係なく評価委員会が審査する場合の基準は統一した方がいいのか、その点はどのようにお考えになりますか。

文化・スポーツ課長 施設がそれぞれ違っていますので、指定管理をしている業者もそれぞれ異なっております。

契約書に基づいて契約を交わしており、また、それぞれの評価をする審議会がありますので、正直、お話を伺うまではそれぞれのものというふうに対応しておりました。

ただ、今回同時に報告することで報告した際に、皆様のおっしゃるとおり、同じようなものなのにちょっと分かりにくいというご意見も伺いましたので、今ここでお返事を差し上げることができませんので、いったん持ち帰らせていただき、審査会の中でお話したいと思っております。

久野委員 きらりホールと中央公民館は同じ評価項目とのことですが、評価項目三つ目の「サービス向上への取組状況」のなかに、若い世代のアーティストを発掘するプロジェクトなどは好調で、市民の間でも評価が高いイベントに数えられていますよね。そのようなイベント行事は、これからもどんどん鎌ヶ谷市の文化向上に役立てていただきたいと考えており

ます。ただ、きらりホールは「自主事業」を行っていないのでしょうか。

文化・スポーツ課長 自主事業も行っております。

久野委員 「自主事業」という言葉が一言も入っていないのですが、「市民に対して、より満足度の高い舞台芸術を鑑賞する機会を提供することができた」とありますが、こちらは自主事業でしょうか。

文化・スポーツ課長 若い世代のアーティストを発掘するプロジェクトがあり、こちらは自主事業です。市内のさまざまなアーティストが集まり、コンテスト形式でショーを開催するイベントも行っております。また、「市民創作ミュージカル」も、きらりホールの自主事業になっております。

久野委員 中央公民館についてですが、まず、評価項目一つ目、実施体制について、「貸館件数が大きく減少した」という評価に驚きました。

中央公民館の施設目的は「貸館」ではないと考えておりますが、教えていただけますでしょうか。

自主事業を行うのが本来の中央公民館の役割ではないのでしょうか。貸館はどちらかと言えば、プラスアルファな部分だと考えております。この表現では、ただの「貸館」であるように感じてしまいますが、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

生涯学習推進課長 自主事業が中心なのはおっしゃるとおりです。今回は、記載内容で利用件数が先になってしまったことで、貸館がメインのような印象をあたえてしまいました。もちろん、「貸館が主な事業」という方針で記載しているわけではありません。

久野委員 「貸館」という表現は、中央公民館においては適切ではないと考えております。また、主催事業がコロナの影響により、定員を減らし、感染症対策を行い、主催事業を実施しましたとあり、いろいろ工夫をされていると感じました。

石川委員 スポーツ施設の評価段階はS A B Cの4段階、もう一つのきらりホー

ル、中央公民館の評価段階はA B C Dの4段階になっていますが、今後は、こちらも検討していただきたいと考えております。

正直、同じところでS A B CとA B C D分かれていることに疑問を感じており、S（特に優れていると認められる）があるかないで、A B C Dのほうが、評価が低いように感じてしまうのではないのでしょうか。評価段階にS（特に優れていると認められる）を入れる理由がないのであれば、統一したほうがよいのではないのでしょうか。この点も含めて、今後持ち帰って検討いただきたいです。

教 育 長 ほかに質問はございますでしょうか。何点か今後検討する必要がありますので、持ち帰ってご検討ください。よろしく願いいたします。

教育総務課長 **報告第3号「令和4年10月の行事予定について」**
(資料に基づき説明を行いました)

《ここから非公開》

学校教育課長 報告第4号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第3号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教 育 長 それでは、本日の定例会における報告事項については、すべて終了いたしました。「鎌ヶ谷市教育委員会9月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和4年12月9日

教育長 皆川 征夫

教育委員 石川 宏貴

作成者 関 正人

